

## 第2章

# 鳥獸保護管理法

# 鳥獣保護管理法の概要（改正内容含む）

## ● 概要

平成26年5月、いわゆる鳥獣保護法、正式名称「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」は、題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改正され、内容も一部が改正された。

改正後の目的には、これまでの「鳥獣の保護」「狩猟の適正化」に加えて「鳥獣の管理」が追加されることになった。シカやイノシシが増えすぎていることにより、自然生態系への影響及び、農林水産業への被害が深刻化している。また狩猟者の減少・高齢化により担い手の育成も必要とされることなどから法改正が行われた。

## ● 体系

環境大臣は、鳥獣保護管理事業計画を進めるまでの基本ルールや、希少鳥獣の保護、指定管理鳥獣に関する事項を盛り込んだ基本指針を策定する。

その基本指針に即して、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を作成する。

### 第一種特定鳥獣保護計画

生息数が著しく減少又は生息地が縮小している鳥獣に対する保護計画。

### 第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加又は生息地が拡大している鳥獣に対する管理計画。

### 希少鳥獣保護計画

国際的または全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣の保護（希少鳥獣）に関する計画。

### 特定希少鳥獣管理計画

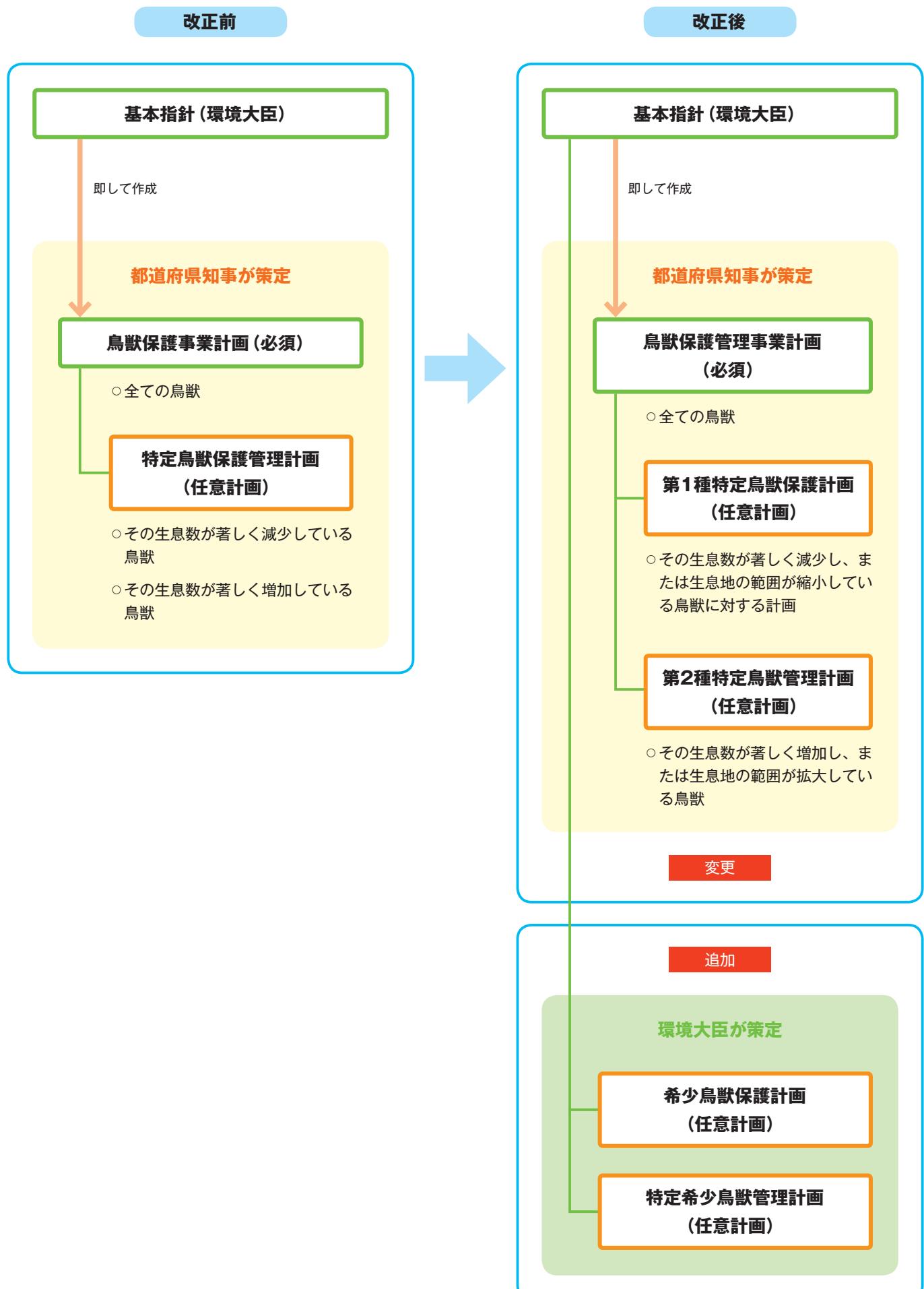
特定の地域においてその生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣の管理に関する計画。

## ● 鳥獣の保護…

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。（鳥獣保護管理法第2条第2項）

## ● 鳥獣の管理…

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。（鳥獣保護管理法第2条第3項）



# 指定管理鳥獣捕獲等事業の解説

## ● 概要

指定管理鳥獣捕獲等事業は、平成27年5月に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により創設された。

内容としては、広域的かつ集中的に管理が必要であると環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）を都道府県及び国が捕獲等を行う事業である。

認定鳥獣捕獲等事業者が指定管理鳥獣等事業を受託した場合、表面上鳥獣被害防止特措法で設置される鳥獣被害対策実施部隊と間違いやさないので注意する。2つの制度の相違点について、右ページにまとめたので参照されたい。

## ● 流れ

環境大臣が指定管理鳥獣（現行はシカとイノシシ）を指定し、都道府県が鳥獣保護管理法に基づいて第二種特定鳥獣管理計画（P18参照）を策定する。その後、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定。実施計画には以下の項目を記載する。

- 指定管理鳥獣の種類
- 事業の実施期間
- 事業の実施区域
- 事業の目標
- 事業の内容（捕獲した個体の放置、夜間銃猟含む）
- 実施体制
- 住民の安全確保等

計画策定後、捕獲を実施する。捕獲は都道府県又は国の機関となっているが、事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者（認定鳥獣捕獲等事業者制度については、P22参照）その他環境省令で定める者に委託することが出来る。

## ● 特例について

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例については以下の通り。

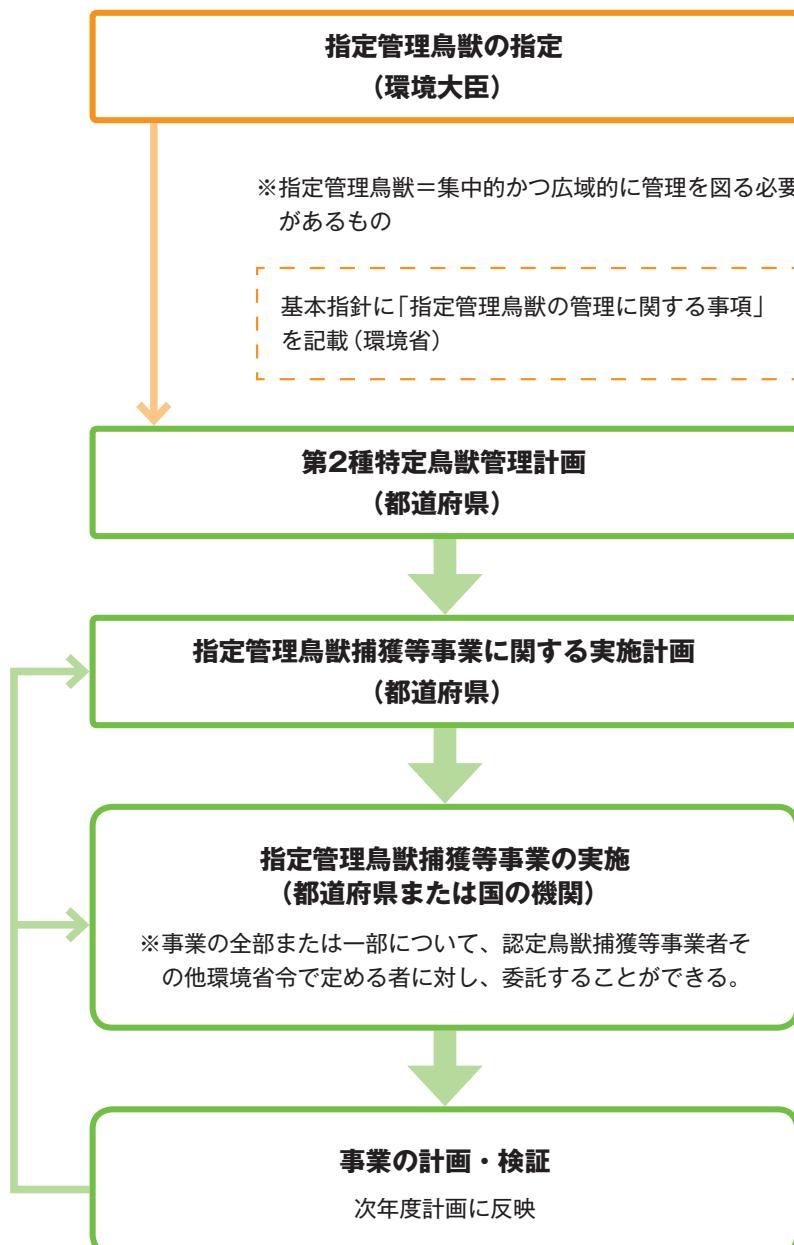
なお下記はいずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟等で緩和されるものではない。

- 1 捕獲等の禁止（法第8条）を適用しない。
- 2 鳥獣の放置の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 3 夜間銃猟の禁止（法第38条第1項）を適用しない。夜間銃猟の実施を含む認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時や区域、方法、体制などについて都道府県知事の確認を受けた場合に限る。

## 指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画および緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県または国の機関	市町村等（事業主体ではなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が 1. 市町村職員から指名する者、または、 2. 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある

## 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ



# 認定鳥獣捕獲等事業者制度の解説

## ● 概要

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等を実施する者（法人）が都道府県知事に申請し、基準に適合した場合に認定される。この場合の有効期間は3年である。

## ● 認定の基準

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は2を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

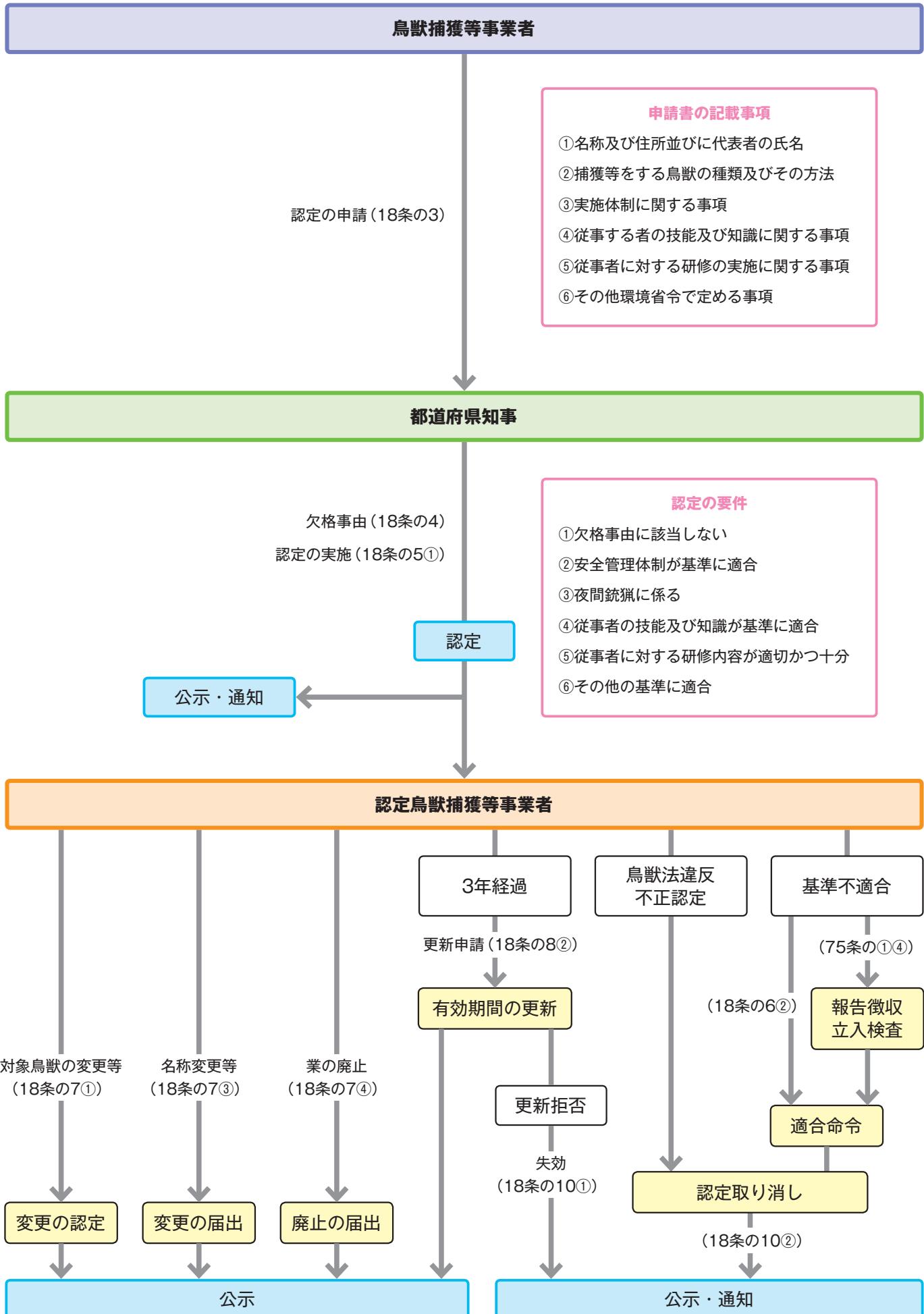
## ● 認定の効果

認定を受けた場合、以下のような特例が認められる。

- 全ての基準を満たした事業者に限り、指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる。
- 「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称を使用することが出来る。
- 従事者の適性試験が免除される。
- 法人として捕獲等許可の対象となれる。

詳しくは環境省のホームページを参照のこと

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>



# その他変更点の解説（麻酔猟銃の許可など）

## ● 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

申請者が都道府県知事宛に申請を出し、許可を得た場合、生活環境に係る被害を防止するため、住居集合地域等において麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（麻酔銃猟）ができる。

### 1 麻酔銃の所持と使用

麻酔銃を所持するには、銃刀法に基づき管轄する都道府県公安員会（管轄する都道府県警察署生活安全課が窓口）から審査を受けて許可を受けねばならない。

麻酔銃では猟銃の所持に必要とされている筆記試験や実技試験がなく、警察の審査を通過すれば、麻酔銃の所持と使用が可能である。また麻酔銃は一つの銃を複数の人間で使用することも認められる場合がある。

麻酔銃所持許可申請の際、人命救助に従事するものとして届出済証明書に登録すれば、所持者の監督のもと、登録者も麻酔銃を使用できる場合がある。

麻酔銃猟は、特殊な状況下での対応が求められるため、捕獲従事者には野生鳥獣に対する麻酔銃猟の経験、技術、実績等を求めることが望ましい。

### 2 麻酔薬に必要な許可

現在麻酔銃で使われる麻酔薬として多く用いられるのが塩酸ケタミンである。これは麻薬指定されている薬物で、野生動物に使用する際は法律により麻薬研究者の許可が必要と定められている。

塩酸ケタミンと混合して使用される塩酸メトミジンは要指示医薬品に分類され、獣医師の指導のもと使用することができる。捕獲の際に使用するには獣医師による処方箋または指示が必要である。麻酔銃を使う捕獲従事者は使用する薬剤の薬理作用や安全使用についての知識を持つことが重要である。

### 3 麻酔銃の安全な使用

麻酔銃を使用した捕獲に関して注意すべき点を示す。

麻酔銃により捕獲された動物が横臥していても、安易に近づかない。これは麻酔導入が不完全だった場合、不意に動物が暴れることで、作業者に危険がおよぶことが考えられるためである。

作業者に対する麻酔薬の誤投与をさけるため、以下のようないくつかの予防策が必要である。

- 銃口は人に向けない、発射するまで引き金に指はかけない、麻酔銃に安全装置がある場合はかならずかける
- 発射の予定がない場合、麻酔銃から投薬器を抜き、投薬器の加圧を解除する
- 麻酔銃は発射寸前まで加圧しない
- 麻酔薬を充填した投薬器は、麻酔銃に入れるまで、加圧しない

## ● 網獵免許及びわな獵免許の取得年齢の引き下げ

狩獵免許のうち、網獵免許及びわな獵免許については、これまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。

# 他法令との関係

## ● 各法律の範囲

野生鳥獣を捕獲する際に必要となる狩猟免許や捕獲許可に関しては、鳥獣保護管理法により定められ、都道府県知事にその権限がある。しかし鳥獣被害防止特措法に定められる被害防止計画を作成した市町村が希望した場合には、許可捕獲に関する権限を都道府県から委譲することもできる。また、捕獲にあたって獣銃を使用する場合には、銃所持許可が必要になるが、これは銃刀法により定められている。また特定外来生物においては外来生物法に基づいた防除も可能である。

鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法、外来生物法、銃刀法の関係

